

八王子市子ども家庭福祉のあり方に関する検討会 第3回議事録

○開催日時：平成28年10月4日（火） 15:00～17:00

○開催場所：八王子市役所 本庁舎804会議室

○出席者：小澤篤子（座長・八王子市子ども家庭部長）、井上仁（副座長・日本大学文理学部教授）、影山孝（東京都児童相談センター児童福祉相談担当課長）、佐々木常道（社会福祉法人エス・オー・エスコどもの村統括主任）、山本英雄（八王子市民生委員児童委員協議会第17地区会長）、坂本洋子（八王子市内里親関係者）、辻井睦（八王子市子ども家庭部子ども家庭支援センター館長）、小山等（八王子市総合経営部長）、石黒みどり（八王子市医療保険部長）、豊田聡（八王子市福祉部長）、廣瀬勉（八王子市学校教育部長）、平塚裕之（八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課長）

○欠席者：高橋洋（八王子市立山田小学校長）

○議題：

- 1 開会の挨拶
- 2 報告等
 - 1) 前回検討課題についての報告
 - 2) 横須賀市児童相談所 視察結果報告
- 3 検討事項等
 - 1) 児童相談所の人員体制について
 - 2) 都内各児童相談所、金沢市、横須賀市の児童相談所運営体制について
- 4 第4回検討会（12/12）での検討事項について（案）
 - 1) 視察結果報告（10/20 浜松市 11/14 千葉市予定）
 - 2) 本市が児童相談所を持った場合の体制及び経費のイメージについて
 - 3) その他各委員からの要望事項等
- 5 閉会

○公開・非公開の別：公開

○会議の内容（無記名）

1 開会の挨拶

座長： これまでの検討会で申し上げてきた通り、子どもの福祉のために、八王子市が児童相談所を作るべきかどうかを考える上で、現在の行政関係者がもっている「力」や、足りない部分をいかにカバーするか。これらを整理して考える必要がある。今回も、様々な視点からご意見をいただきたい。

はじめに、前回検討課題について子ども家庭支援センター館長より、報告をお願いしたい。

館長： 前回、年間の関係者会議「248回」の回数について質問をいただいた。これは児童相談所、子ども家庭支援センター、学校などで役割分担が決まってから行われた会議の回数、という意味である。それ以外で、日々行われている個別の会議も含めるならば、相当な回数が開かれていることになる。子どもが一時保護され、子どもが地域に帰ってくる際には、関係者会

議を必ず開いている。平成 27 年度では、子ども 20 名を送致しているが、そのうち 12 名が家庭復帰した。この 12 名について、すべて関係者会議を行った。

委員： 今の報告について、質問、意見などがありますか。

副座長： 248 回の関係者会議は、回数としては明らかに少ない。この 248 回にカウントできない会議もあるということだが、会議の回数は把握しておかなければならない。市民目線で考えると、会議の開催回数の少なさには、不安がある。虐待通報件数に対して、248 回しか会議が開かれていない、と誤解を招く恐れがあるので、改善課題としていただきたい。

座長： 会議の回数記録は、体系的な問題の整理も必要であるので、検討したい。

2 報告等

委員： 横須賀児童相談所の視察結果を報告する。（配付資料「横須賀市児童相談所視察報告」p.2
ー3 説明）

平成 27 年度の相談受理件数は、新規 576 件、そのうち 123 件が「なんらかの障害が認められる子ども」に関する相談である。また、576 件のうち 69%にあたる相談は、虐待に関する相談ということである。

障害の相談は、基本的に予約で受け付けている。保護者には児童相談員の面談を行い、子ども本人には、児童心理司が面談を行う。障害児の虐待については、児童相談所が対応するとともに、必要に応じて障害福祉課の職員とも連携している。子ども本人が安定していけば、民生委員や学校ともつないでいく。八王子市の「子ども家庭支援センター」にあたる機関は、横須賀市にはないということである。

一時保護をしている中で、子どもに障害があると判明した場合は、専門の施設に相談して保護を依頼することもある。特に「医療的ケア」が必要な子どもについては、なかなか保護できる施設を確保できない、という問題がある。

横須賀市では、児童相談所と一時保護所を同時に開設したわけではない。県の一時保護所が作られた後、平成 20 年に市の一時保護所を設置している。施設入所措置された子どもの中には、保護者の理解が得られず、強制的に措置された例がある。また、施設と契約して 2 か月以上入所している子どももいる。

神奈川県の場合は、障害ある子どもの入所にあたり「入所調整会議」を開いている。横須賀市児童相談所もこの会議に参加している。会議による判定から入所までは、通例 2～3 か月かかる。

療育手帳の交付については、法律に明記されておらず、厚生労働省の「通知」にもとづいて行われている。「通知」にもとづく決定を「行政処分」と見なすべきかどうかは、議論のあるところだが、東京都の場合、不服がある時には「不服申し立て」を受け付けている。横須賀市では、不服申し立てを受付けていない。

職員の確保と人材育成については、有資格者の確保、スキルアップの方法の確立が課題ということである。

座長： 続けて、八王子市子ども家庭部から横須賀児童相談所視察報告をお願いしたい。

委員： 横須賀市では、平成 16 年の児童福祉法改正の時期に、児童相談所設置の検討を行い、平成

18年に開設した。東京都では、児童相談所以外に子ども家庭支援センターなどを作っていたのに対し、横須賀市は、児童相談所に「一元化」する支援体制にしたということである。今回の視察のヒアリングの中では、「市町村の体制強化において児童相談所を作る議論をしたわけではない」との説明があった。また、職員の確保と人材育成が課題とされる一方で、関係の職員同士の連携はスムーズに行われている、ということである。

児童相談所は、入所措置や相談受付の機能以外にも、地域の子どもや子育てを「見守る」という機能があるように思われる。視察を通じて、児童福祉施設を運営する市町村の役割、必要性をあらためて感じた次第である。

副座長： 市が児童相談所をもつメリットとして、「市内での情報の共有化」がスムーズに行く、ということが考えられるが、横須賀市の場合、そのメリットを強調されていた。児童相談所と学校との情報のやりとりもスムーズであり、対立関係も生じていない、という。

人材育成については、横須賀市では専門職採用を進めている。現在は、児童福祉司職の中で社会福祉士資格を持つ職員の比重を高めている。将来的には、専門職も一般職員と同じようにジョブローテーションさせ、人材育成を図っていく、ということであった。

座長： 八王子市では、平成16年に子ども家庭支援センターを設置した。その役割は、子育てに関する情報を、様々な機関に求める活動を行うことである。平成16年当時、そのような情報を十分に共有することは難しかったが、横須賀市は、市内で情報共有する仕組みづくりに早い段階から取り組んできたような印象を受ける。

横須賀市児童相談所視察について、何か質問のある方はいますか。

委員： 横須賀市にある児童福祉施設のうち、八王子市にはない施設などはあるのか。

副座長： 八王子市には乳児院がない。また、八王子市では以前から障害児施設が不足している。

委員： 里親委託については、横須賀市内の子どもは市内の里親に委託されているのか。

副座長： 基本的には市内の里親に委託と聞いている。

座長： 児童相談所の「訪れやすさ」も大切であるように思う。相談者にとって入りやすい場所にするために、工夫が必要ではないか。

副座長： 金沢市児童相談所では、壁は容易に壊れない（穴が開かない）ように、丈夫な木の建材を使っていた。横須賀市の場合、児童相談所の入口はとても明るい雰囲気になっていた。このような配慮により、相談者は訪れやすくなっているかもしれない。

3 検討事項等

委員： 児童相談所の人員体制について報告する。(配付資料「児童相談所における専門人材の確保・育成について」p.16-18 説明)

主な専門人材は、児童相談所長、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、医師又は保健師、弁護士、相談措置事務職員である。それぞれに任用資格や配置基準が定められている。平成28年の東京都における主な人員体制は、児童福祉司227人、児童心理司91人、保護所職員147人である。これはいずれも常勤職員である。

配置基準は、児童福祉司は人口4万人につき1人以上、児童心理司は児童福祉司2人につき1人以上、一時保護所の職員配置基準は、児童養護施設に準じている。

主な職種ごとに必要な経験年数（東京都の考え方）は、児童福祉司は 3 年、主任児童福祉司（チーフ）は 5 年、児童福祉係長は 10 年、児童心理司は 3 年、児童心理係長は 10 年、一時保護所職員は 2 年である。

福祉職と事務職の割合は、「福祉職 175：事務職 52」である。

福祉職の異動先は、児童自立支援施設、一時保護所が主な異動先である。福祉職採用後の計画は、基本的には採用後「児童自立支援施設」「児童相談所一時保護所」「児童福祉司」の 3 か所を経験させる。

自治体で児童相談所を 1 か所しか設置していない場合の福祉職の異動先は、生活保護のケースワーカー、子ども家庭支援センターなどである。

座長： 現在の八王子市は、福祉職の採用は行っておらず、行政職として採用している。東京都の場合、児童相談所に配属の職員は、福祉職として採用された職員なのか、それとも、行政職として採用された職員なのか。

委員： 公式には、資格要件をもつ者が児童相談所に配属される。ただ、人事としては、他の部署から「引き抜き」の形で配属するケースもある。職員が福祉の国家資格（社会福祉士）を取得することも重視しており、通信教育などでの資格取得を奨励、推進している。その費用は、公費で支出している。

座長： 仮に、八王子市が児童相談所を作った場合でも、資格取得のための費用は公費で出すことを考える必要がある。

委員： 平成 28 年度の行政における「福祉職」配置の割合は、71.1%である。しかし、地域によってバラつきが大きい。

委員： 児童相談所の業務の流れを理解させることが重要。そのために、何らかの形で研修を受けさせる必要がある。どういう通知がなぜ必要かなど、職員は知っておかなければならない。

副座長： 一時保護所の入所手続きなど、時間的に差し迫った状況で事務処理をする場合も出てくる。迅速な対応が求められるので、業務の流れを把握して連携できる職員が求められる。OJT などの仕組みを作らなければ、人は育たない。

委員： 児童福祉司や児童心理司の離職率はどれくらいか。

委員： 正確な数字を出すのはなかなか難しいが、約 3, 4 年で離職することが多い。5 年以上勤める職員は少ないのが現状である。

委員： 福祉職の場合、行政職と全く「横並び」であり、待遇自体は専門職として恵まれているとはいえない。

委員： たとえば「専門職手当」のようなものを作ることはできないのか。

副座長： 議会を通して、市が条例化することができれば可能である。

座長： 次に、都内各児童相談所、金沢市、横須賀市の児童相談所運営体制についての報告をお願いしたい。

委員： （配付資料「児童相談所設置・運営に関する他の中核市との比較検討資料」p.24-26 説明）

本検討会の最終の報告書には、児童相談所設置・運営に関するデータも示していく必要がある。そのため、他の中核市との比較検討を行った。

八王子市、横須賀市、金沢市、東京都の人口と、子ども人口（18歳未満）の比率は、「表1」の通りである。児童相談所の受案件数（表2）は、全体で八王子市は1,319件、横須賀市は1,221件、金沢市は922件である。施設別入所の状況（表3）は、それぞれの施設について、八王子市、横須賀市、金沢市の比較を行っている。

児童相談所の運営経費（歳出・歳入）について、横須賀市、金沢市の比較を行った。各自治体で算出方法が異なっている部分があるが、合計値では、横須賀市は約13億円、金沢市は約12億円である（表4）。歳入については、横須賀市、金沢市ともに約4億円である（表5）。なお、運営経費には、一般財源と交付税措置がある。

児童相談所運営経費歳出について、八王子市と東京都の比較シミュレーションを行った（表6）。個々の児童相談所の歳出状況は明らかにできないので、東京都の児童相談所全体の運営費や措置費等の決算額にもとづき、一人あたりの歳出額を試算し、八王子市が児童相談所を設置した場合の歳出額を試算した。

児童相談所の職員配置状況（表7）は、それぞれの職種について東京都、八王子市（日野市、町田市を含む）、横須賀市、金沢市の配置状況を示したものである。

8月に厚生労働省が行った説明会のなかで、中核市が児童相談所を設置できる内容があったが、今のところ「交付税以外の特別な財源措置をとる要求」はしていない、ということであった。中核市が児童相談所を設置した場合、財政的には厳しくなることが予想される。

座長： 今の報告について、質問はありますか。

委員： 施設別入所の状況（表3）だが、八王子児童相談所（八王子市・日野市・町田市）の「情緒障害児短期治療施設」は、「障害児施設」のことではないのか。東京都に情緒障害児短期治療施設は存在しないはずなので、確認をお願いしたい。

座長： 修正のうえ、次回の検討会で提示させていただく。

4 第4回検討会（12/12）での検討事項について（案）

委員： 12月12日の第4回検討会では、10月20日の浜松市児童相談所視察、また11月14日の千葉県児童相談所視察について、報告書を提示し報告させていただく。それを踏まえて、八王子市が中核市として児童相談所をもつ場合、考えるべきことのご意見を頂戴したい。

委員： 八王子市の子ども家庭支援センターの現状について、ショートステイを利用する子どもの年齢、人数などを教えていただきたい。

座長： 子ども家庭支援センター館長からご回答願いたい。

館長： ショートステイは、2歳から小学生6年生までの年齢の子どもが利用できる。利用人数は48世帯、65人である。利用しているのは、低学年の年齢の子どもが多い。

委員： 「6年生まで」を利用可能な年齢としている理由は、何か。

館長： 受け入れ側の施設により、それ以上の年齢の子どもを預かるのは難しいようだ。

委員： 仮に、八王子市が児童相談所をもった場合、学校に通うことが可能な子どもは、ショートステイを利用できればよいかもしれない。子どもがなるべく地域から離れず、学校に通うことができる仕組みは大切である。また、それが中学校年齢の子どもであっても可能な仕組みは、検討していただきたい。

5 閉 会

座長： 本日はこれで閉会とさせていただきます。